

今年の10月から、あなたにもマイナンバーが通知されます

※マイナンバーの通知は、住民票の住所に送られます。

(今のお住まいと、住民票の住所が異なる方は、お住まいの市区町村に、住民票の異動をお願いします。)

マイナンバー(社会保障・税番号)とは、 国民一人ひとりが持つ12桁の番号です

もうすぐ
はじまるよ!



愛称:マイナちゃん

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用されます。

※対象者は、住民票を有するすべての方(中長期在留者や特別永住者などの外国人も含む)です。

制度実施
のながれ

平成27年10月～

マイナンバーの通知を
住民票の住所へ送付開始

平成28年1月～

○社会保障・税・災害対策の手続きで、
マイナンバーの利用が開始
○申請者に、個人番号カードを交付

マイナンバーは
一生使うもの。
大切にね!



平成29年1月～

国の行政機関の間で、
情報連携を開始

平成29年7月～

地方公共団体等も含めた、
情報連携を開始

⚠️ 民間事業者の皆さんもマイナンバーを扱います!

平成28年1月以降、次の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- ・健康保険や厚生年金の手続きや、源泉徴収の手続き
- ・証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の法定調書の提出など

制度が始まる前までに、準備をお願いします

マイナンバーに対応した
人事・給与などのシステム
開発や改修

マイナンバーを適正に扱う
ための従業員研修や社内規
程づくり

マイナンバーを含む個人
情報の安全管理措置の検討

特定個人情報の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です

マイナンバーの取り扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。

※特定個人情報とは、マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。

ガイドラインに関する情報は [こちら](#) [特定個人情報保護委員会](#) [検索](#)

法人には、法人番号が通知されます

平成27年10月から、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

※法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。(法人の支店・事務所等や個人事業者の方には指定されません。)



《マイナンバー・法人番号の詳細はこちら》

公式サイト [マイナンバー](#) [検索](#) 公式twitter [マイナンバー](#) [ツイッター](#) [検索](#)

問合せ先 コールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎0570(20)0178